

琴平町地域おこし協力隊員募集要項



令和6年4月

琴平町地域おこし協力隊員募集要項

琴平町は、香川県のほぼ中央に位置し、年間を通して温暖な、暮らしやすい気候に恵まれており、まちは四季ごとに桜、つつじ、もみじ等の花や緑に彩られます。

また、「讃岐のこんぴらさん」で有名な金刀比羅宮の門前町として栄えてきた歴史と文化があり、そうした歴史に彩られた名所旧跡を訪ねる観光客を国内外より年間約 250 万人以上集める四国を代表する観光地でもあります。

東西 3.3km、南北 5.3km、総面積 8.47km²と小さな町ですが、町内には 2 本の国道が貫通し、また、JR土讃線の琴平駅、高松琴平電鉄琴平線の終点駅があるなど、県都高松にも 60 分以内でアクセスできる、コンパクトで利便性の高い地域となっています。

このように魅力を満載した琴平町ではありますが、全国的な傾向と同様、少子高齢化の急速な進行やそれに伴う将来的なまちづくりの担い手不足が課題となっています。そうした中で、本町にお住まいの方に満足いただけるまちづくりを最優先し、「小さくても、みんなが笑顔で、幸せを感じるまち」といわれる琴平町をめざし、住民主体のまちづくりを進めています。

地域おこし協力隊の方に、行政とは異なる外からの視点を持った皆様の新しい力を吹き込んでいただくことで、優れた地域資源の更なる有効活用を図ることができると考えています。我々職員もまちの元気のために全力で取り組んでまいりますので、共に愛する郷土をつくりましょう。



1 募集人員

まちづくり団体設立準備業務（委託型） 1名

2 活動業務概要

「共通事項」に記載した業務と併せて、「個別事項」に記載した事項を実施する。

(1) 共通事項

町民、関係団体及び町職員等と連携し、次に掲げる活動を行う。

- ・ 産業（農業・観光商工業）の活性化支援
- ・ 地域コミュニティの活性化支援
- ・ 地域資源（特産品、歴史・文化）の発掘
- ・ 町の重要施策の推進支援
- ・ 上記内容の継続的情報発信
- ・ その他町長が必要と認めた活動

(2) 個別事項

担当	詳細	必要となる能力・経験
まちづくり 団体設立準備業務	① まちづくり団体設立準備のための活動 ・商店街の活性化をはじめ、電子地域通貨 KOTOCA の利用促進を図り、地域経済の活性化のために、町内の各団体（商工会、観光協会など）を横断的に連携するまちづくり団体の設立に取り組んでいく。 ・設立後は、自走できる団体となることで、雇用の促進を図るとともに、町が一丸となる事業展開を目指す。	・会社等の設立経験があり、経営に携わったことがある方 ・地域になじみ、人と人とを結び調整役として活動できる方 ・まちの魅力を発見し、町外へ発信できる方 ・チームワークを重視し、周囲と協力しながら仕事ができる方 ・自発的に考え、提案し、主体的にチャレンジできる方

3 募集対象

(1) 次の要件をすべて満たす方

- ① 応募時点で3大都市圏内の都市地域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部）または、政令指定都市（条件不利地域を除く）または、3大都市圏内の一部条件不利地域に居住している方で、委嘱後、琴平町に住民票を異動して居住できる方
※対象には、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。
- ② 普通自動車運転免許を有する方
- ③ ワード、エクセル、動画編集等の一般的なパソコン操作及びSNSを利用した情

報発信に使用する情報通信機器の操作ができる方

- ④ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方
- ⑤ 活動内容を積極的に企画立案・実践できる方
- ⑥ 委嘱期間を全うする意思のある方
- ⑦ 隊員としての委嘱期間終了後も本町に定住する意思がある方

4 委嘱条件

(1) 形態及び期間

- ① 地域おこし協力隊として町長が委嘱します。（町との雇用関係はありません。）
- ② 委嘱期間は、令和 6 年 7 月 1 日（委嘱日予定）～令和 7 年 3 月 31 日とします。ただし、活動状況や実績を勘案して委嘱期間を更新することができます。（最初の委嘱の日から最長 3 年間）
- ③ 地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができるものとします。

(2) 委託料等

- ① 委託型地域おこし協力隊活動に対する委託料として、年額 2,800,000 円（上限）を支給します。
- ② 活動経費として、琴平町地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助金を支給します。
- ③ 住居費及び転居にかかる費用は、琴平町地域おこし協力隊家賃等補助金交付要綱に基づき補助します。
※家財道具、水道光熱費や使用料、その他日用品や生活費等は自己負担となります。
- ④ 町との雇用関係はないため、健康保険及び年金等については、個人負担で加入が必要です。

(3) 勤務日数、時間

原則、月曜日～金曜日 9:00～17:00 を基本とします。

5 応募手続

(1) 応募期間

令和 6 年 5 月 1 日（水）～令和 6 年 5 月 17 日（金）必着

(2) 応募方法

次の提出書類を琴平町役場企画防災課まで郵送、電子メールもしくは持参してください。

- ① 琴平町地域おこし協力隊応募用紙

- ② 住民票抄本（応募用紙の記載日から1カ月以内に発行されたもの）
- ③ 運転免許証の写し（両面）
- ④ その他PR資料（任意）

※過去に企画した地域活動等の資料や商品開発、研究成果等の資料があれば添付してください。

（3）その他

- ① 応募要項、応募用紙等のデータは、琴平町HPからダウンロードできます。
- ② 選考結果に関わらず、提出された書類は返却しません。
- ③ 選考の参加のために必要な費用（交通費、郵送料等）は、応募者の負担となります。

6 選考方法

（1）事前相談

審査ではありませんが、着任後のミスマッチを防ぐため、事前相談を実施しています。

応募者と町がお互いの考えを共有し、応募前に疑問点など解消します。事前相談は、対面だけでなくオンラインでも可能です。応募前にご連絡ください。

（2）第1次選考（書類審査）

書類審査の上、応募受付終了後1週間を目途に結果を応募者全員に文書で通知します。

また、併せて履歴書に記載いただいたメールアドレスにお送りします。

（3）第2次選考（面接審査等）

第1次選考合格者を対象に、随時第2次選考を実施します。詳細な日時等は、第1次選考結果を通知の際にお知らせします。

（4）第2次選考結果のお知らせ

面接終了後10日以内に郵送にて、選考結果が決定次第お知らせします。合格者（内定者）とは、着任に向けた協議を行います。

※選考経過、結果等に関するお問い合わせにはお答えできません。

7 応募先・問い合わせ先

〒766-8502

香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10

琴平町企画防災課「地域おこし協力隊」担当 宛

電話：0877-75-6711

FAX：0877-73-2120

E-mail：kikaku@town.kotohira.lg.jp

町HP：<https://www.town.kotohira.kagawa.jp/>